

医師賠償責任保険のご案内

17年11月日

 日本興亜損保

1. 医師賠償責任保険のあらまし

(1) この保険がお役に立つときは...

医療上の事故

日本国内において、診療所で行われた医療行為が原因となって患者の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に診療所（被保険者）の被る損害について保険金をお支払いします。

医療施設の事故

診療所施設や医療設備の不備あるいは従業員の不注意が原因となって患者、付添人、見舞客等の第三者に身体障害を与えたり、他人の財物を滅失、き損、汚損させたことにより法律上の損害賠償責任を負う場合に診療所（被保険者）の被る損害について保険金をお支払いします。

<主な特長>

この保険は、医療事故と医療施設事故による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。

医療事故については、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。

(2) お支払いする保険金の種類

診療所（被保険者）が被る次の損害について、保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償にもとづき被害者に支払う損害賠償金

身体障害の場合：治療関係費（医療費の他、入院費、通院費、看護料を含みます。）休業補償費、慰謝料、逸失利益など。

財物損壊の場合：修理費など

裁判費用、弁護士費用などの争訟費用

当社が同意した訴訟に要した裁判費用、弁護士費用等の争訟費用

応急手当の費用など

ケガをした被害者に応急手当をしたり、病院へ運んだりするために要した費用など

（上訴のときの仮執行を免れるために供託した供託金相当額の貸し付け対応も可能です。）

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、保険金をお支払いできません。

被保険者が故意に起こした事故

名誉毀損、秘密漏洩に起因する賠償責任

美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任

医療の結果を保証することにより加重された賠償責任

所定の免許を有していない医師または医療行為によって生じた賠償責任

法律上、医師免許では認められていない医療以外の医療を行ったことによっ

て生じた賠償

医師、看護婦その他の従業員が業務中に被った身体障害
自動車の所有、使用または管理によって生じた事故

(4) てん補限度額（保険金支払限度額）

損害賠償金と応急手当等の費用については「てん補限度額」まで全額お支払い
します。

医療施設事故については身体障害、財物損壊ともそれぞれ 1,000 円を自己負担
していただきます。

争訟費用については費用の全額をお支払いします。自己負担はありません。た
だし、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合には、てん補限度額の損害賠
償金に対する割合によってそれをお支払いいたします。

2. ご契約のしくみ

(1) 契約者

診療所の開設者

企業（会社）病院の場合は企業（会社）

地方自治体の運営している病院の場合は地方自治体

(2) 被保険者

診療所の開設者

勤務医師がいる場合は勤務医師全員

企業（会社）病院の場合は企業（会社）

地方自治体の運営している病院の場合は地方自治体

(3) てん補限度額（保険金支払限度額）と保険料（1年間）

引受パターン				
てん補 限度額 (保険金支払限度額)	医療行為に基づ く事故	1 事故		1 億円
		保険期間中		3 億円
	建物、設備や提 供した飲食物に 基づく事故	身体	1 名	1 億円
			1 事故	2 億円
	財物	1 事故	1,000 万円	
保険料	1 診療所の基本保険料			51,930 円

建物・設備に基づく事故の場合は、身体・財物とも1事故につき1,000円は被保険者に自己負担していただきます。

上記以外の特補限度額を希望される場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。追って保険料をご案内させていただきます。

保険金の支払いを一定の割合で縮小する特約条項を付帯することで保険料の負担を軽減させることも可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1 保険契約の被保険者数が50以上の場合は保険料の割引制度がご利用いただけます。

廃業担保特約

医師・医療施設賠償責任保険の加入しておられる診療所が、何らかのご都合により廃業される場合、廃業前の医療行為が原因となった事故について、廃業後に損害賠償を請求された場合に保険金をお支払いする特約です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

重要な事項に関する説明

(以下の事項は重要となりますので、必ずお読みください。)

ご契約にあたってのご注意

お支払いする保険金の額

被保険者(保険の対象者)が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。したがって、被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。

賠償事故の示談交渉サービスは行いません。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう被保険者からのご相談に応じさせていただきます。

保険料はご契約と同時に支払います。

取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は必ずご契約と同時に支払います。(「初回保険料の口座振替に関する特約条項」が付帯されている場合は右記のとおりです。)

団体契約または他人のための契約について

保険の対象者(被保険者)がご契約者と異なる契約(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)においては、この書面の記載事項につき、必ず保険の対象者(被保険者)全員に対する説明をお願いします。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は保険金額または引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社が幹事保険会社となった場合は他の保険会社の代理・代行を行います。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象にはなりません。

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、返戻金などのお支払いが一定期間凍結されたり、削減されることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

ご契約の際には、保険契約申込書の記載内容を再度ご確認ください。保険契約申込書にご記入いただいた内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

保険料を分割してお支払いいただく場合について(保険料分割特約条項(一般用、大口用)付帯の契約)

第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。所定の払込期日の属する月の翌月末までに払込みがなかった場合には、当該払込期日後に生じた事故については、保険金をお支払いできません。また、所定の払込期日の属する月の翌月末までに払込みがなかった場合、もしくは2回連続して払込期日に払込みがなかった場合には、ご契約を解除させていただきます。

「初回保険料の口座振替に関する特約条項」が付帯されている場合について一時払保険料または第1回分割保険料を口座振替でお支払いいただく場合について、これらの保険料は保険期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、事故の際、保険金をお支払いできない場合があります。

ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。

ご契約後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または弊社にその内容をご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

ご住所の変更など、保険証券に記載された事項の変更

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約されたとき

万一事故が起こった場合の手続き

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社に次の事項をご連絡ください。

事故発生の日時・場所 被害者の住所・氏名 事故の状況・原因

損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載した書面

示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

日本興亜損害保険株式会社
兵庫支店 加古川支社
川崎 邦夫

T E L : 0 7 9 - 4 3 5 - 8 1 1 5
F A X : 0 7 9 - 4 3 5 - 8 1 4 7